

「新たな感染症患者受入医療機関支援策（病床確保支援）」について

1 目的

入院を必要としている感染症患者または感染の疑いがある患者の受入を行ったことで、利用不能となった病床に対して助成金を交付することにより、受入医療機関の負担を軽減し、必要な病床を安定的に確保し、区内の医療提供体制を維持する。

2 支給方法

区内病院において新型コロナウイルス感染症患者または感染の疑いがある患者の受入を行ったことで利用不可となった病床に対して基準額を乗じた額を限度とし、支給する。

3 対象期間

令和2年5月26日（緊急事態解除宣言の翌日）から令和3年3月31日まで

4 基準額

利用出来なかった1病床あたり日額8,000円